

岩手県告示第221号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更し、花巻都市計画区域及び東和都市計画区域を一の都市計画区域とする。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更に係る都市計画区域の名称 花巻都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

ア 花巻市大迫町大迫第1地割から第15地割まで、第16地割の一部、第17地割の一部、第18地割及び第19地割の一部並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

イ 花巻市大迫町亀ヶ森第1割から第24地割まで、第27地割、第28地割、第29地割の一部、第31地割から第39地割及び第43地割から第48地割まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

ウ 花巻市大迫町外川目第27地割、第28地割及び第34地割並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

エ 花巻市幸田第1地割から第20地割まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

オ 花巻市高松第29地割の一部並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

カ 花巻市東十二丁目第16地割から第19地割まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

キ 花巻市横志田1地割の一部、2地割の一部及び3地割から11地割まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

ク 花巻市中笹間1地割から4地割まで、13地割の一部、14地割の一部、17地割の一部、18地割及び19地割並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

ケ 花巻市太田第3地割の一部、第11地割から第20地割まで及び第22地割から第24地割まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

コ 花巻市轟木20地割から22地割まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

サ 花巻市柄内1地割から13地割まで、14地割の一部及び15地割から45地割まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

ア 花巻市東和町田瀬全域の都市計画区域(別紙図面のとおり。)

イ 花巻市東和町砂子5区から7区まで並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部(別紙図面のとおり。)

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。